

ながら見守り連携事業に関する協定書

東京都（以下「甲」という。）と東京都新聞販売同業組合（以下「乙」という。）は、地域の子供、高齢者等の弱者が犯罪、事故等に遭うことなく、安全に安心して暮らせるように連携を強化しながら、役割分担に基づき行う「ながら見守り連携事業」（以下「本事業」という。）を推進するため、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙がその役割分担に基づき、連携を強化しながら、本事業を推進するために必要な事項を定めることを目的とする。

（甲の責務）

第2条 甲は、区市町村に対し、本事業の趣旨を周知するとともに、本事業の円滑な実施について必要な支援を行うものとする。

（乙の責務）

第3条 乙は、事業所に対し、本事業の趣旨を周知するとともに、別記に定める取組を行うことについて、必要により区市町村と協議し、事業所がこれを実行できるよう支援するものとする。

（相互連携）

第4条 甲及び乙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じて情報交換を行い、相互連携を強化するものとする。

（遵守事項）

第5条 乙は、別記に定める取組に関して知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、本協定を解除した後においても同様とする。

（免責事項）

第6条 乙は、別記に定める取組を行ったこと、または行うことができなかったことにより生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

（協議）

第7条 本協定の解釈に疑義が生じた場合及び本協定に定めのない事項等については、その都度、甲乙で協議の上これを決定する。

（有効期間）

第8条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、甲及び乙のいずれからも終了の意思表示がないときは、本協定は同一条件により更新するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年9月2日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都知事 小池 百合子

乙 東京都中央区銀座一丁目19番9号 三鈴ビル3階
東京都新聞販売同業組合 組合長 長谷川 孝夫

別記（第3条関係）

本事業における乙の取組は、業務に支障のない範囲で次のとおりとする。

1. 不審者による子供への声掛け事案が発生するなど、地域住民が防犯上不安を抱く場所（以下「見守り要望箇所」という。）をサービス地域内等において走行する。見守り要望箇所を走行する際は、スピードを落として走行するなど、周囲に存在を見せることで防犯効果を高める。
2. 業務の中で、高齢者等へのあいさつを行うことにより、地域の絆の再生と犯罪被害防止を図る。
3. 交通事故の現場に遭遇した場合、急病等で救護を必要とする者、徘徊高齢者、迷子等、何らかの事情により援助を必要とする者を発見した場合や、高齢者宅等を訪問した際、異変や生活上の支障等に気づいた場合など、住民の安全安心に係る異常を認知した場合は、110番通報などにより関係機関へ通報するほか、その者への声掛けや安全確保など一時的な対応をとる。
4. 業務の中で、特殊詐欺をはじめとする犯罪の被害防止を図るため、顧客等を訪問した際等に犯罪被害防止チラシを手渡ししながら注意喚起を行う。

新規参加企業 ①ローソン②ファミリーマート③ミニストップ④山崎製パン⑤ポプラ
⑥国分グローサースチェーン⑦スリーエフ⑧イトーヨーカ堂⑨東京都牛乳商業組合
⑩東京ヤクルト販売⑪東京都新聞販売同業組合⑫多摩新聞販売同業組合
⑬ヤマトホールディングス⑭佐川急便 （以上14事業者・団体）